

山梨県公報

第千五百九十七号

平成十七年

八月二十二日

月 曜 日

目次

道路の区域変更(二件)……………六一三
都市計画事業の事業計画の変更認可……………六一三

告示

山梨県告示第四百四十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年九月十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年八月二十二日

山梨県知事職務代理人

山梨県副知事 北 崎 秀 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 一宮山梨線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
笛吹市大字石和町川中島字宮ノ東二一〇番の四七地先から 笛吹市大字春日居町小松字道徳八五五番の一〇地先まで	旧	六・五 二二・〇	三四八・〇
	新	一五・三 八三・五	三四〇・〇
	新	六・五 二二・〇	三四八・〇
	新	一三・三 八三・五	三四〇・〇

山梨県告示第四百四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年九月十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年八月二十二日

山梨県知事職務代理人

山梨県副知事 北 崎 秀 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 市川大門下部身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
西八代郡市川大門町大字黒沢字猿尾六三五五番の一三二地先から 西八代郡六郷町大字落居字大名二二八八番の五地先まで	旧	五・六 三五・一	一四六六・〇
	新	一〇・五 九九・三	一〇〇七・六
	新	一〇・五 九九・三	一〇〇七・六
	新	一〇・五 九九・三	一〇〇七・六

山梨県告示第四百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十七年八月二十二日

山梨県知事職務代理人

山梨県副知事 北 崎 秀 一

- 一 施行者の名称 身延町
- 二 都市計画事業の種類及び名称

身延町都市計画下水道事業身延町公共下水道

三 事業施行期間

平成五年七月二十九日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成五年山梨県告示第三三二一号の事業地に、身延町大字大野字家之前、大字梅平字亥の新田、字諸枯、字中河原、字長割、字俣下及び字本田並びに大字波木井字西畑の各全部の区域を加え、大字大野字高之木、字下河原、字中沢、字西裏、字東裏、字島、字南天畑及び字家之上、大字梅平字柏坂、字勝沢、字松島、字堰端、字鏡平及び字栃久保、大字波木井字淵無、字恵福草里、字原、字御堂向、字上ノ島、字北畑、字街登、字宮ノ花、字久保田、字宮ノ下、字思沢及び字勝負沢、大字身延字殿前、字南谷、字町方、字西谷、字東谷、字上塩沢及び字御塔林並びに大字小田船原字大島及び字大島山の各一部の区域を加える。

2 使用の部分

変更なし